

日・オーストリア社会保障協定 説明会

厚生労働省年金局国際年金課
日本年金機構事業企画部国際事業グループ

この説明会資料は、2025年10月30日時点の情報に基づき作成しています。
最新の情報は、日本年金機構HP等でご確認をお願いいたします。



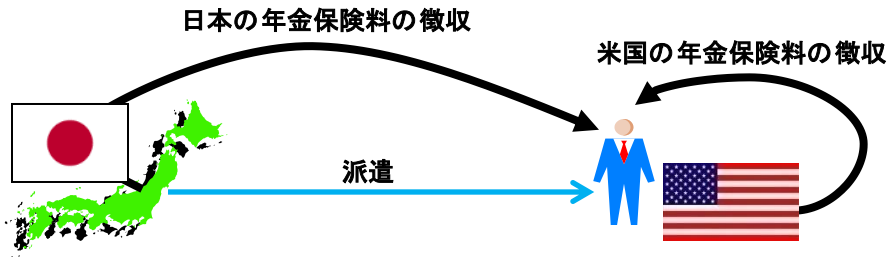
I 社会保障協定の概要

社会保障協定の概要

- 社会保障協定の目的・・・国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決
⇒ 年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

年金保険料の二重負担の課題

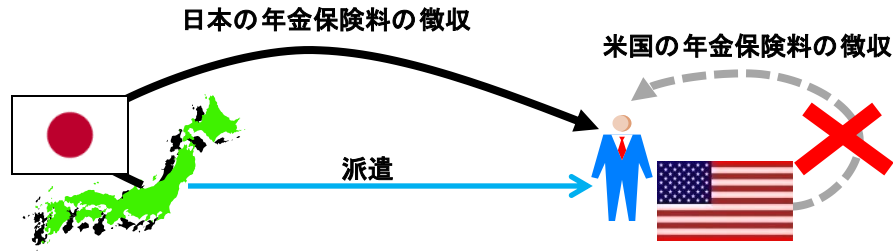
○ 協定発効前



⇒ 日本の年金保険料と米国の年金保険料の両方を払うことが必要。

適用法令の調整

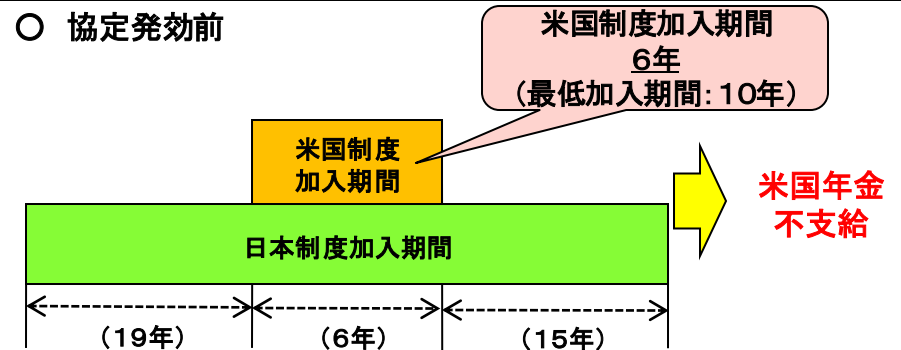
○ 協定発効後



⇒ 短期の派遣（５年間以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、米国制度への加入義務免除（原則は就労国でのみ加入）。

年金受給資格の確保の課題

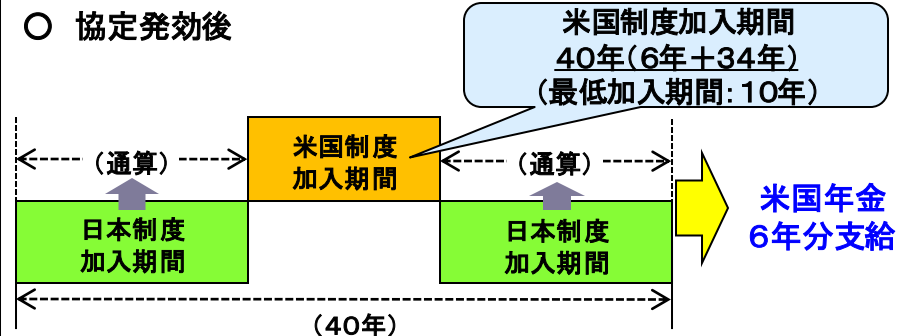
○ 協定発効前



⇒ 米国制度加入期間のみでは、米国年金の最低加入期間を満たさないため、米国年金は受給できない。

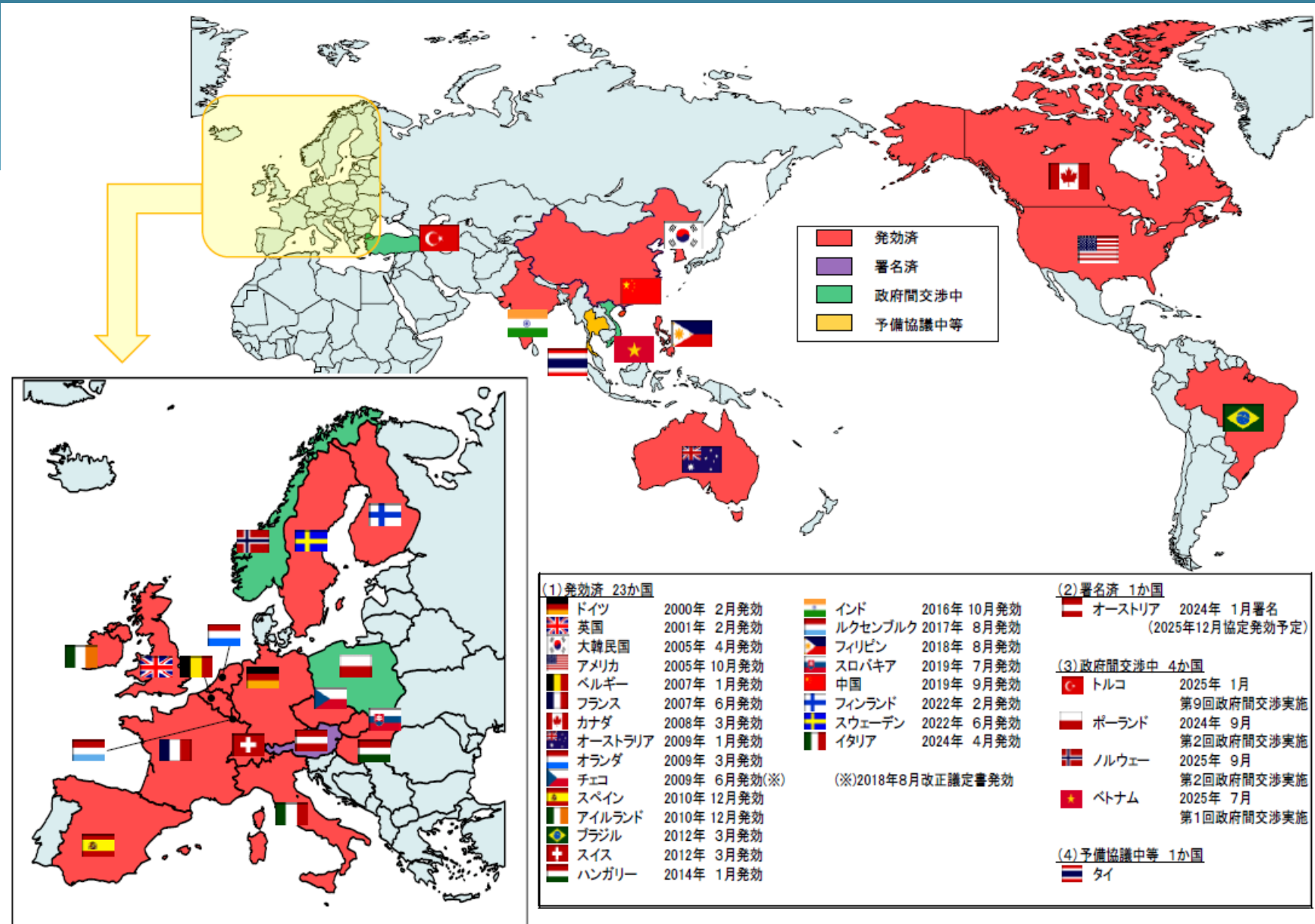
加入期間の通算

○ 協定発効後



⇒ 日本制度にのみ加入していた期間（34年）が通算されることで、米国年金の最低加入期間を満たすため、米国年金を受給できる（ただし、受給額は6年分（日本の年金は34年分））。

社会保障協定の締結状況(2025年9月22日現在)



社会保障協定の締結状況(再掲)(2025年9月22日現在)

(1)発効済 23か国

	ドイツ	2000年 2月発効
	英国	2001年 2月発効
	大韓民国	2005年 4月発効
	アメリカ	2005年 10月発効
	ベルギー	2007年 1月発効
	フランス	2007年 6月発効
	カナダ	2008年 3月発効
	オーストラリア	2009年 1月発効
	オランダ	2009年 3月発効
	チェコ	2009年 6月発効(※)
	スペイン	2010年 12月発効
	アイルランド	2010年 12月発効
	ブラジル	2012年 3月発効
	スイス	2012年 3月発効
	ハンガリー	2014年 1月発効

	インド	2016年 10月発効
	ルクセンブルク	2017年 8月発効
	フィリピン	2018年 8月発効
	スロバキア	2019年 7月発効
	中国	2019年 9月発効
	フィンランド	2022年 2月発効
	スウェーデン	2022年 6月発効
	イタリア	2024年 4月発効

(※)2018年8月改正議定書発効

(2)署名済 1か国

	オーストリア	2024年 1月署名 (2025年12月協定発効予定)
---	--------	--------------------------------

(3)政府間交渉中 4か国

	トルコ	2025年 1月 第9回政府間交渉実施
	ポーランド	2024年 9月 第2回政府間交渉実施
	ノルウェー	2025年 9月 第2回政府間交渉実施
	ベトナム	2025年 7月 第1回政府間交渉実施

(4)予備協議中等 1か国

	タイ
---	----



Ⅱ 日・オーストリア社会保障協定の概要

日・オーストリア社会保障協定について

発効予定日

2025年12月1日

対象となる社会保障制度

両国の以下の制度が対象となります。

◆日 本

- ・年金制度(国民年金・厚生年金保険)
- ・医療保険制度
- ・雇用保険制度

◆オーストリア

- ・年金保険
- ・疾病保険
- ・災害保険
- ・失業保険

【参考】日本年金機構HP(協定を結んでいる国との協定発効時期及び対象となる社会保障制度)

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/kunibetsu/kyoteitimesystem.html>

日・オーストリア社会保障協定について

3つのポイント

- ① 二重負担の解消
- ② 年金保険期間の通算
- ③ 申請書の代理受理

日・オーストリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

適用調整のルール

【年金制度】

- 就労している国の年金制度のみに加入することが**原則**となります。
- ただし、一時派遣等(派遣期間が5年を超えないと見込まれる等)に該当する者は、例外的に派遣元国の年金制度のみに加入することとなります。

【年金制度以外】

- 就労している国の制度のみに加入することが原則となります。ただし、日本の雇用保険制度はこの原則の対象外です。
- 一時派遣等に該当する者は、
 - ・ 雇用保険(失業保険)については、派遣元国の制度のみが適用されます。
 - ・ 医療保険(疾病保険)については、オーストリアの在留許可の関係上、派遣元国及び派遣先国の制度が適用されます。
 - ・ 日本からオーストリアに一時派遣される者については、オーストリアの災害保険が適用されます。

日・オーストリア社会保障協定のポイント①

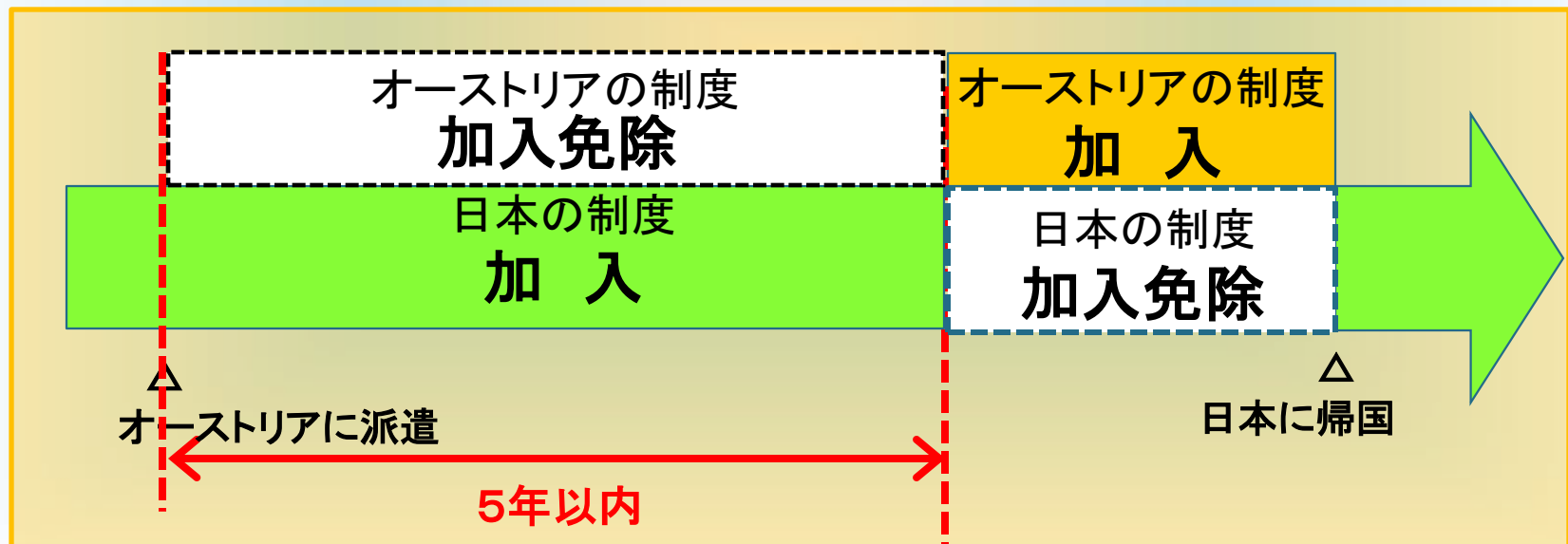
～二重負担の解消～

被用者の適用調整のルール

【年金制度】

- 就労している国の年金制度のみに加入することが**原則**となります。
- ただし、一時派遣等（派遣期間が5年を超えないと見込まれる等）に該当する者は、例外的に派遣元国の年金制度のみに加入することとなります。

《例：日本の事業所からオーストリアへ派遣される場合》



日・オーストリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

被用者の適用調整のルール(協定の対象となる全制度)

《例1: 日本の事業所からオーストリアへ派遣される場合》

国	対象制度	一時派遣(※)	一時派遣以外
日本	年金制度	加入	加入免除
	医療保険制度	加入	加入免除
	雇用保険制度	加入	加入
オーストリア	年金制度	加入免除	加入
	疾病保険制度	加入	加入
	失業保険制度	加入免除	加入
	災害保険	加入	加入

(※) 当初の派遣期間(5年を超えない見込み)で派遣される場合
及び申請によりオーストリア年金制度等の加入免除期間の延長が認められた場合。(P14参照)

日・オーストリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

被用者の適用調整のルール(協定の対象となる全制度)

《例2:オーストリアの事業所から日本へ派遣される場合》

国	対象制度	一時派遣(※)	一時派遣以外
日本	年金制度	加入免除	加入
	医療保険制度	加入	加入
	雇用保険制度	加入免除	加入
オーストリア	年金制度	加入	加入免除
	疾病保険制度	加入	加入免除
	失業保険制度	加入	加入免除
	災害保険	加入	加入免除

(※) 当初の派遣期間(5年を超えない見込み)で派遣される場合
及び申請によりオーストリア年金制度等の加入免除期間の延長が認められた場合。(P14参照)

日・オーストリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

適用調整の対象となる被用者について

日本の事業所からオーストリアへ派遣される被用者（予定された派遣期間が5年を超えない者）がオーストリアの年金制度等の加入を免除されるためには、次のいずれかに該当することが条件となります。

《協定第7条1(i)に該当》

- ・オーストリア国内で雇用契約を締結していないこと

《協定第7条1(ii)に該当》

- ・オーストリア国内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、日本国内に事業所を有する雇用者の指揮の下にあること

※「日本国内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある」とは、派遣元である日本の事業主が派遣された従業員の人事管理などの措置を講じる権限を有する状態であることを指します。

日・オーストリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

加入免除期間の延長

- 当初見込んでいた派遣期間が5年を超えることとなった場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意した場合には、派遣先国の年金制度等の加入免除期間の延長が認められます。
- ただし、その延長期間は原則として3年を超えない期間とされています。

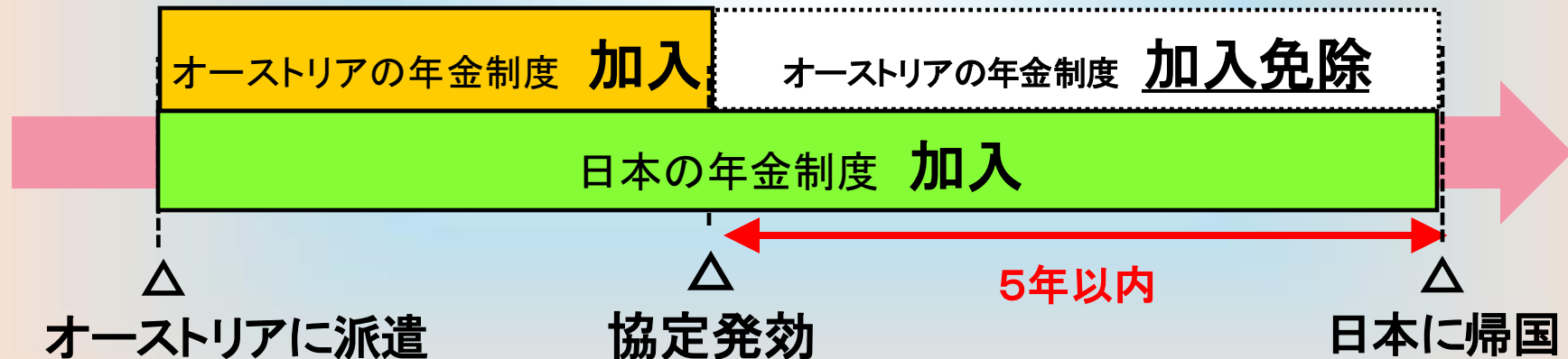
日・オーストリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

協定発効前から派遣されている者について

協定発効日の時点において、既にオーストリアに派遣され就労している場合、当該発効日を起算点として、予定された派遣期間が5年以内と見込まれる場合は、日本の年金制度のみに加入し、オーストリアの年金制度への加入が免除されます。

(※)当初見込んでいた派遣期間が5年間を超えることとなった場合は、申請により延長が認められる可能性があります(P14参照)。



(※) 年金制度以外の制度の加入又は加入免除についてはP11を参照。

日・オーストリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

厚生年金保険の特例加入制度

- 日本からオーストリアに派遣された被用者のうち、オーストリアの年金制度に加入する者(当初の派遣期間が5年を超える見込みの場合や、派遣期間が5年を超えて延長となり、その5年を超えた期間について、申請の結果、オーストリアの年金制度免除が認められなかった場合等)については、日本の年金制度(強制加入)が加入免除となりますが、この場合、**厚生年金保険に任意加入**することができます(特例加入制度)。
- この場合、オーストリアの年金制度(強制加入)及び日本の年金制度(任意加入)の双方に加入することになりますが、厚生年金保険に任意加入することにより、当該任意加入期間の厚生年金保険料拠出も考慮した年金給付が支給されることになります。

【参考】日本年金機構HP 厚生年金保険特例加入被保険者資格取得申出書

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/shikumi/shinseisho/tenpu.html>

日・オーストリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

自営業者の適用調整のルール

自営業者が、日本とオーストリアの国内で同時に事業を行うことにより、協定がなければ両国の制度に加入することになる場合には、居住する国の制度のみに加入すればよくなります。この場合、被用者とは異なり、「5年以内」などの期間に関する上限はありません。

ただし、上記の結果、日本の制度のみに加入することとなった自営業者の場合であっても、オーストリアの在留許可の関係上、オーストリアの疾病保険および災害保険には加入する必要があります。

国	対象制度	日本居住者	オーストリア居住者
日本	年金制度	加入	加入免除
	医療保険制度	加入	加入免除
	雇用保険制度	—	—
オーストリア	年金制度	加入免除	加入
	疾病保険制度	加入	加入
	失業保険制度	—	—
	災害保険	加入	加入

日・オーストリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

被用者に同行する配偶者・子

- 日本からオーストリアに派遣された被用者（予定された派遣期間が5年を超えない者）がオーストリアの年金制度等の加入を免除されている場合

被用者に同行する配偶者・子は、日本の年金制度及び医療保険制度が引き続き適用されます。なお、オーストリアで就労しない限り、オーストリアの年金制度の適用はありませんが、オーストリアの疾病保険制度は適用されます。

- オーストリアから日本に派遣された被用者（予定された派遣期間が5年を超えない者）が日本の年金制度等の加入を免除されている場合

被用者に同行する配偶者・子は、一定の条件を満たす場合には、日本の年金制度の加入を免除されますが、日本の医療保険制度の加入は必要となります。

ただし、配偶者・子が希望する場合は、日本の年金制度に加入することができます。

日・オーストリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

自営業者に同行する配偶者・子 ①

- 日本の制度のみに加入(※)することとなった自営業者に同行する配偶者・子
 - ・日本の年金制度：引き続き適用されます。
 - ・日本の医療保険制度：引き続き適用されます。

なお、オーストリアで就労しない限り、オーストリア年金制度の適用はありませんが、オーストリアの疾病保険制度は適用されます。

(※) オーストリアの在留許可の関係上、オーストリアの疾病保険および災害保険には加入する必要があります(P17参照)。

日・オーストリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

自営業者に同行する配偶者・子 ②

○ オーストリアの制度のみに加入することとなった自営業者に同行する配偶者・子

一定の条件を満たす場合には、

- ・日本の年金制度：加入を免除されます。
- ・日本の医療保険制度：同行する配偶者・子自らがオーストリア疾病保険制度に加入していることを条件に(※)、加入を免除されます。

(※) 同行する配偶者・子について、日本の医療保険制度を免除するためには、オーストリア側が発給した自営業者本人の適用証明書(写)に加えてオーストリアの疾病保険制度に加入していることを証明する共同保険確認書(次ページご参考)その他必要な資料を市町村(75歳以上の方は後期高齢者医療広域連合)の窓口にて提示する必要があります。

日・オーストリア社会保障協定のポイント①

～二重負担の解消～

同行する配偶者・子のオーストリア疾病保険制度への加入証明
(共同保険確認書)

(自営業者の場合)

SVS
Gemeinsam gesunder

14.11.2024

VSNR: [REDACTED]

Bestätigung über die Mitversicherung
Ihrer Angehörigen in der GSVG-Krankenversicherung

Siehe gewürter Herr [REDACTED]

Wir bestätigen, dass folgende Angehörige in der Krankenversicherung mitversichert sind (§ 83 GSVG):

[REDACTED] von 01.01.2024 bis 31.12.2024

[REDACTED] von 01.01.2024 bis 31.12.2029

Freundliche Grüße
Sozialversicherungsanstalt der Selbständigen

Informationen zur Verarbeitung Ihrer personenbezogenen Daten nach
Art. 11 Datenschutz-Grundverordnung finden Sie auf unserer Homepage unter [evs.at/privat](#)

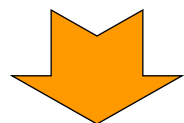
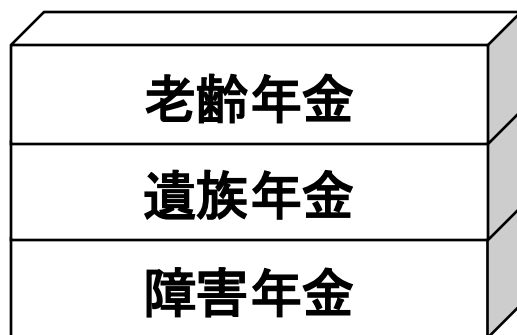
SOZIALVERSICHERUNGSANSTALT DER SELBSTÄNDIGEN
Viehdorfer Hauptstr. 54-56, 1051 Wien
Tel. 0043 (0)6 606 1 919 40000

Das Dokument wurde automatisch erstellt. Informationen zur Prüfung des elektronischen Signatures und des Ausdrucks finden Sie unter [www.kommunikationsstelle.at](#)

上記が、オーストリア疾病保険制度の証明書(例)になります。
証明書の入手の方法などの詳細は、オーストリア疾病保険機関(SVS・BVAEB)にお尋ね下さい。
(P47,48参照)。

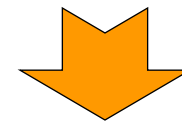
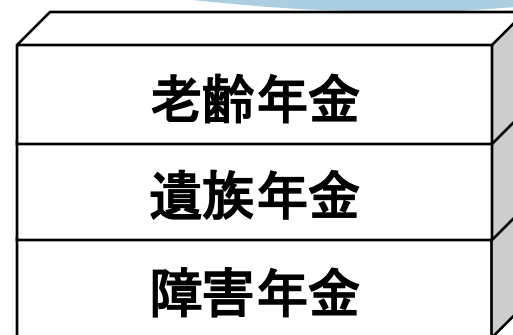
日・オーストリア社会保障協定のポイント② ～年金保険期間の通算～

<日本の年金制度>



日本側実施機関が支給

<オーストリアの年金制度>



オーストリア側実施機関が支給

年金給付はそれぞれの国のルールで計算され支給されます。

日・オーストリア社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

年金保険期間の通算

- 年金の受給資格要件を満たすために、相手国の年金保険期間を算入することができます。具体的には、
 - ◆ 日本の老齢年金では、**10年の最低加入期間が必要**ですが、日本の期間だけでは10年を満たせない場合、日本の期間と重複しない限りにおいてオーストリアの年金保険期間を足し合わせて要件を満たすことができます。
 - ◆ オーストリアの老齢年金の最低加入期間は**180か月(15年)**であり、そのうち**84か月(7年)**以上が**収入を伴う活動**によるもの**(有償就労期間)**であることが**必要**(※)ですが、オーストリアの期間だけでは必要な期間を満たせない場合、オーストリアの期間と重複しない限りにおいて日本の年金保険期間を足し合わせて要件を満たすことができます。

(※) 上記は2005年1月1日以降の新制度(1955年1月1日以降に生まれた者が対象。)についての記載となります。

旧制度においては受給要件が異なりますのでご注意ください。(詳細はオーストリア側年金実施機関(P48参照)にお尋ねください。)

日・オーストリア社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

年金保険期間の通算

●オーストリアの老齢年金に係る留意点

- ①オーストリアの保険期間が1年に満たない者については、オーストリア年金は支給されませんので、ご注意ください。
- ②日本の厚生年金保険の期間については、有償就労期間(※)として取り扱われます。なお、これ以外の日本の保険期間に関しては、オーストリア側が「有償就労期間」であるかどうかを判断する際に資料等が必要になりますが、どのような資料を提示したらよいか、資料がない場合にはどのように対応したらよいかについて疑義がある場合には、オーストリア側年金実施機関で相談を受け付けるとのことですので、まずはオーストリア側年金実施機関へご相談ください。

(※) 有償就労期間について(再掲)

オーストリアの老齢年金の最低加入期間は180か月(15年)であり、そのうち84か月(7年)以上が収入を伴う活動によるもの(有償就労期間)であることが必要です。

日・オーストリア社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

老齢年金について(ケーススタディ)

日本の年金保険期間
5年(厚生年金保険)

日本の年金保険期間
4年(厚生年金保険)

オーストリアの年金保険期間(有償就労期間)
6年

協定発効前

◆日本(老齢年金)

5年 + 4年 = 9 < 10年(日本の老齢年金の最低加入期間)

→ 不支給

◆オーストリア(老齢年金)

6年 < 15年(オーストリアの老齢年金の最低加入期間)

※有償就労期間についても
6 < 7年(有償就労期間の最低必要年数)

→ 不支給

協定発効後

◆日本(老齢年金)

9年 + 6年 = 15 > 10年 → 支給

ただし、日本の年金給付額は
日本の年金保険期間に基づいて
計算されます。(上記例の場合は9年分)

◆オーストリア(老齢年金)

9年 + 6年 = 15 > 15年 → 支給

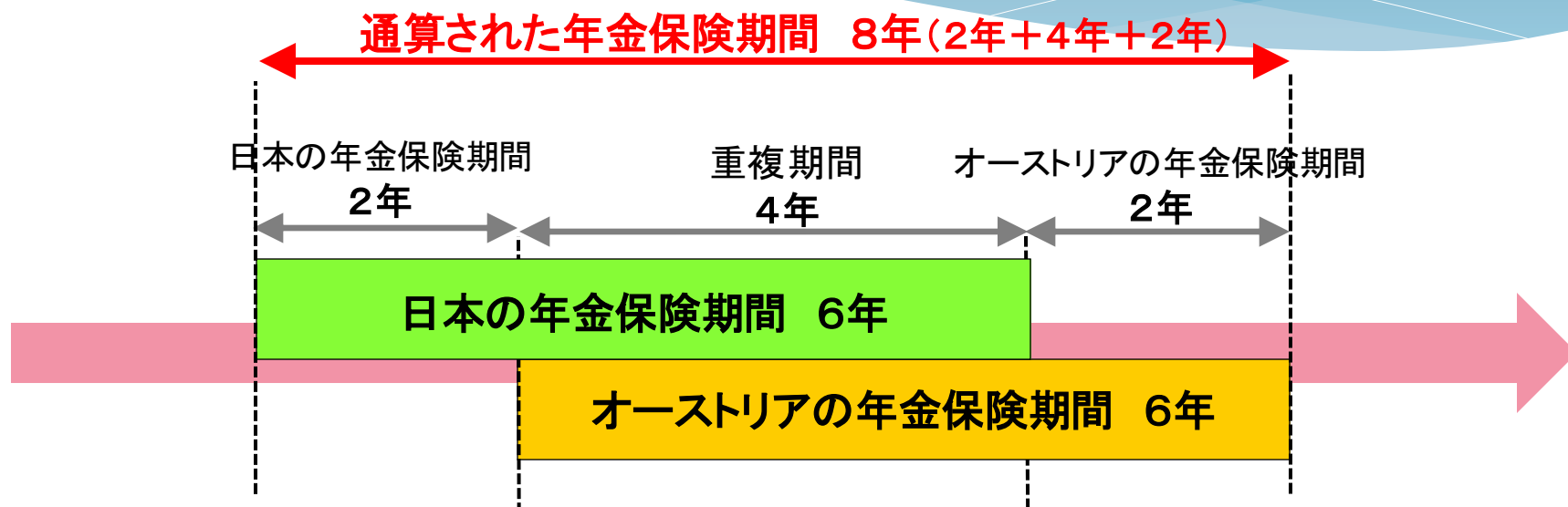
※有償就労期間についても15年 > 7年 → 要件を満たす

ただし、オーストリアの年金給付額は
オーストリアの年金保険期間に基づいて
計算されます。(上記例の場合は6年分)

日・オーストリア社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

■ 重複する年金保険期間がある場合の扱い



両国の年金保険期間で重複した期間はダブルカウントしません。

→上記例の場合には、

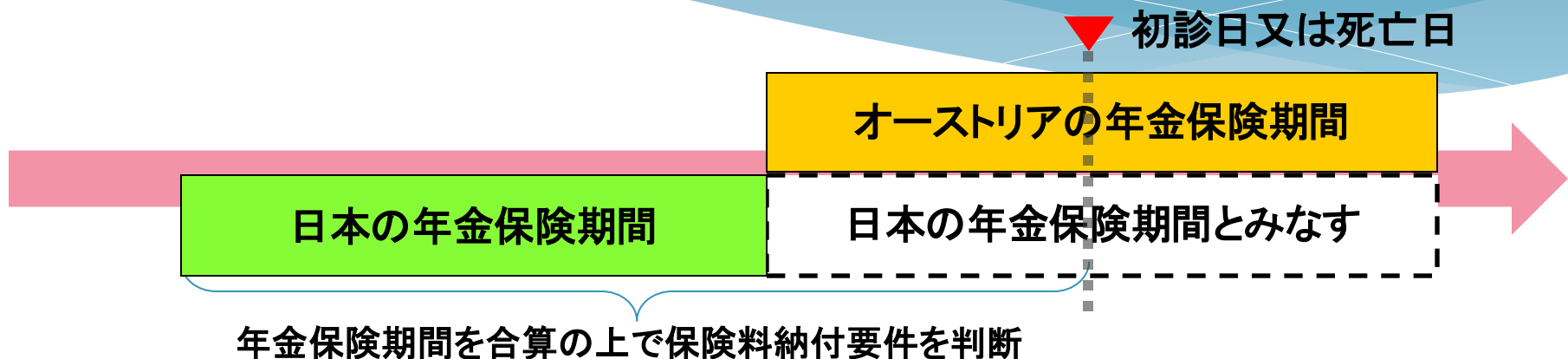
- ・日本の老齢年金の最低加入期間(10年)を満たしません。
- ・オーストリアの老齢年金の保険期間(15年)を満たしません。

日・オーストリア社会保障協定のポイント②

～年金保険期間の通算～

■ 日本の障害年金及び遺族年金について

(オーストリア年金制度に加入中に初診日又は死亡日があった場合の例)



○日本の障害年金・遺族年金には「初診日・死亡日において日本の年金制度に加入していること」という支給要件がありますが、初診日又は死亡日がオーストリアの年金制度に加入中である場合には、これらが日本の年金制度に加入中であつたものとみなすことになります。

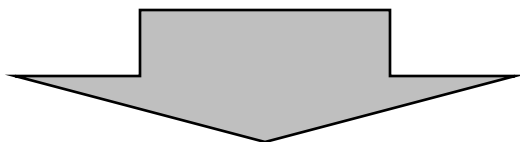
○日本の年金保険期間だけでは保険料納付要件(初診日・死亡日の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が全被保険者期間の3分の2以上であること等)を満たさない場合には、オーストリアの年金保険期間を日本の年金保険期間とみなしてこの要件を満たすことができるか判断します。

日・オーストリア社会保障協定のポイント③

～申請書の代理受理～

協定発効前

- 日本年金の申請は日本の年金担当窓口へ、オーストリア年金の申請はオーストリアの年金担当窓口へ行っていただくこととなっています。



協定発効後

- 日本の年金事務所の窓口で、オーストリア年金の申請も可能となります。
- オーストリアの年金担当窓口で、日本年金の申請も可能となります。



Ⅲ 日・オーストリア社会保障協定における手続き

(1) 日本からオーストリアへ派遣されて就労する場合

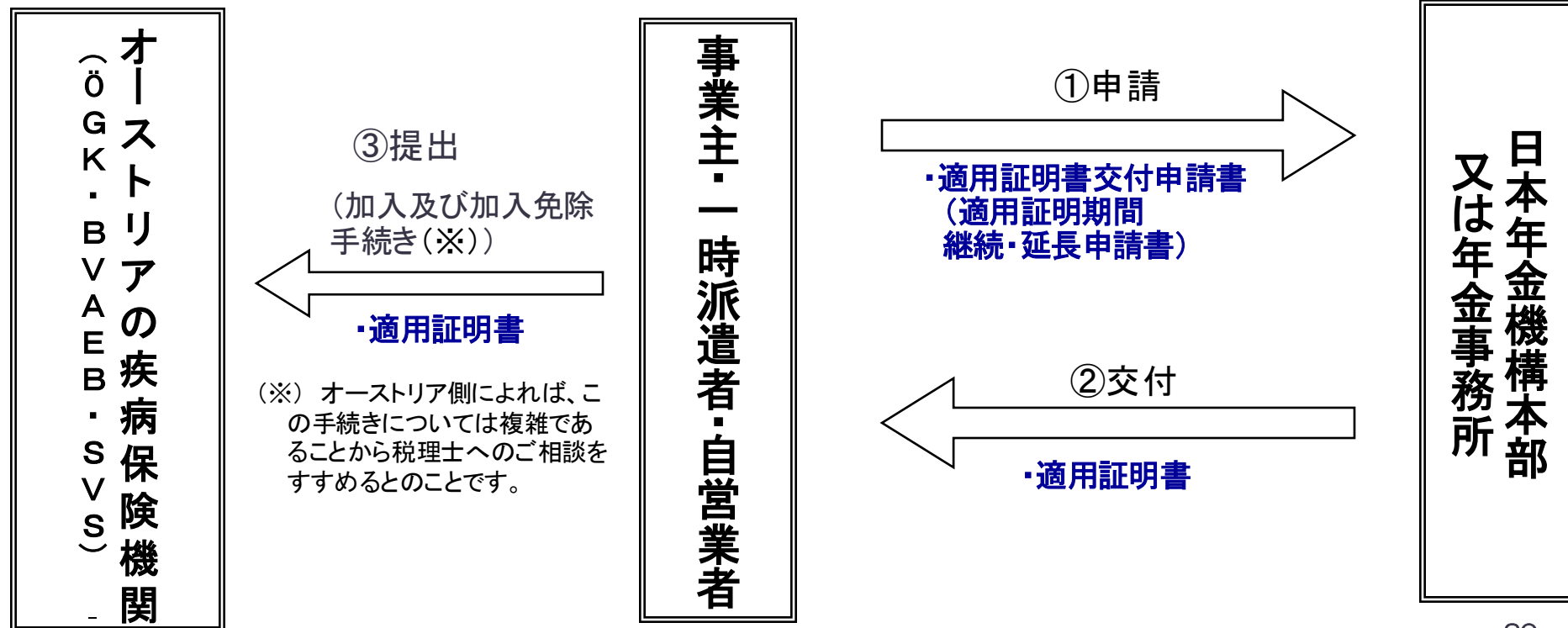
日・オーストリア社会保障協定の手続き～全体概要～ (日本からオーストリアへの派遣)

日本からオーストリアに5年を超えない見込みで派遣される方が

- i) オーストリア年金制度・失業保険制度の加入を免除される
- ii) オーストリア疾病保険制度・災害保険制度へ加入する

には、原則として派遣前に日本年金機構から「適用証明書」の交付を受ける必要があります。

■ 適用証明書の交付、適用調整にかかる手続き



日・オーストリア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からオーストリアへの派遣)

〔オーストリアに派遣される前の手続き〕

- オーストリアへの派遣前に日本年金機構に「**適用証明書**」の交付申請をしてください。

〔オーストリアに派遣された後の手続き〕

- オーストリアへ派遣された後は、派遣先のオーストリアの事業所へ証明書を提出するだけでなく、以下について手続き下さい。(自営業者の方も同様の手続きとなります。)
 - ・オーストリアの年金制度と失業保険制度の加入免除
 - ・オーストリアの疾病保険制度と災害保険制度の加入
- なお、協定発効前よりオーストリアに派遣され、オーストリアの制度に加入している被用者の方及び自営業者の方についても同様の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

日・オーストリア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からオーストリアへの派遣)

■ 適用証明書(日本側交付分)

(表)

(裏)

J/A 1

社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定
SOZIALVERSICHERUNGSABKOMMEN ZWISCHEN JAPAN UND DER REPUBLIK ÖSTERREICH

オーストリアで就労する被用者/自営業者のための日本国公的年金各法及び医療保険各法の適用に関する証明書
Bescheinigung über die Weiterversicherung nach den Rechtsvorschriften des japanischen Pensions- und Krankenversicherungssystems für Personen, die in Österreich arbeiten

- 協定第7条、第8条、第9条2及び第10条 / Artikel 7, 8, 9, 2 und 10 des Abkommens
- 行政決め第3条 / Artikel 3 der Durchführungsvereinbarung

1 ☐ 被用者 / Unselbständig erwerbstätig ☐ 自営業者 / Selbständig erwerbstätig

氏 / Familienname 名 / Vorname 生年月日 / Geburtsdatum
年/J 月/M 日/T
(ローマ字 / in lateinischer Schrift)

日本国における住所 / Ständiger Wohnsitz in Japan

日本の基礎年金番号 / Japanische Basisrentennummer

2 日本国における事業所 / Arbeitsplatz in Japan

事業所名 / Name oder Firmenname

所在地 / Anschrift

3 オーストリアにおける事業所 / Arbeitsplatz in Österreich

事業所名 / Name oder Firmenname

所在地 / Anschrift

4 証明 / Bescheinigung

上記1にあげられた者は、次の協定条文中該当するため、以下の期間、日本の公的年金(協定第2条2(a))及び医療保険(協定第2条2(b))について法の適用を受ける。/
Die in Punkt 1 angeführte versicherte Person ist gemäß den nachfolgenden Artikeln des Abkommens für den unten angeführten Zeitraum nach den gesetzlichen Bestimmungen des japanischen staatlichen Pensions- und Gesundheitssystems (Artikel 2.2 (a) und (b) des Abkommens) versichert.

該当条文 / Artikel

期 間 / Zeitraum
年/J 月/M 日/T ~ 年/J 月/M 日/T

5 日本の連絡機関 / Japanische Verbindungsstelle

名 称 / Name 印 / Stempel

所在地 / Anschrift

年 月 日 / Datum 年/J 月/M 日/T

【参考 / Referenz】オーストリアの社会保障番号 / Österreichische Sozialversicherungsnummer

オーストリアの社会保障番号(10桁)を持っている場合は以下に記入してください。
Wenn Sie eine österreichische Sozialversicherungsnummer (10-stellig) haben, tragen Sie bitte diese Nummer ein:

(注 意 事 項)

- この証明書は、あなたが日本の公的年金制度及び医療保険制度に継続して適用されていることを証明するものです。
この証明書は、表面4に記載されている証明期間中、オーストリアの年金保険及び失業保険に関する法令の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。(※)
※表面4に記載されている協定の該当条文が第8条の場合は、オーストリアの疾病保険及び事故保険に関する法令の適用が免除される根拠にもなります。
- この証明書を管轄のオーストリア疾病保険機関に持参の上、所要の手続きをしてください。
- この証明書を紛失又はき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所等に再交付の申請をしてください。
- この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となるときは、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所等にご相談ください。
- オーストリアの社会保障番号を持っている方は、この証明書を受け取りましたら【参考】欄に記入してください。

Anmerkungen:

- Diese Bescheinigung dient als Bestätigung, dass Sie in Japan ohne Unterbrechung im Rahmen der gesetzlichen Pensions- und Krankenversicherung versichert sind. Sie ist ein Nachweis dafür, dass Sie in dem unter Punkt 4 auf der Vorderseite angeführten Zeitraum von der Versicherungspflicht gemäß den Bestimmungen der österreichischen Pensions- und Arbeitslosenversicherung befreit sind. Bitte bewahren Sie diese Bescheinigung griffbereit auf.
Hinweis: Wenn Sie unter Artikel 8 des Abkommens – wie unter Punkt 4 auf der Vorderseite angegeben – fallen, sind Sie auch von den gesetzlichen Bestimmungen der Kranken- und Unfallversicherung in Österreich befreit.
- Bitte nehmen Sie diese Bescheinigung mit, um die erforderlichen Schritte bei der zuständigen österreichischen Krankenkasse durchzuführen.
- Falls Sie diese Bescheinigung verlieren oder versehentlich beschädigen, oder wenn es zu Änderungen in den Angaben kommt, müssen Sie oder Ihr Arbeitgeber unverzüglich in Japan einen Antrag auf Neuausstellung oder Aktualisierung der Bescheinigung bei einer Zweigstelle des japanischen Pensionsservice stellen.
- Wenn die in der Bescheinigung angegebene Entsendungsdauer aus unvorhergesehenen Gründen verlängert wird, müssen Sie oder Ihr Arbeitgeber mit der Zweigstelle des japanischen Pensionsservice in Japan, die die Bescheinigung ausgestellt hat, Kontakt aufnehmen.
- Wenn Sie eine österreichische Sozialversicherungsnummer haben, füllen Sie bitte nach Erhalt der Bescheinigung das Feld [Referenz] auf dieser Seite aus.

適用証明書の交付後は、オーストリアの社会保障番号を持っている場合、記載にご協力ください。
(オーストリア側での事務処理の迅速化のため。)

日・オーストリア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (日本からオーストリアへの派遣)

【記入の注意点】

- ⑫オーストリアにおける事業所の名称、
⑬オーストリアにおける事業所の所在地、
⑭被保険者氏名
はローマ字(大文字ブロック体)で記入してください。

「日本の事業所から派遣された被用者が、派遣元事業主の命によりオーストリア国内で一時的に就労する」に該当する場合、「160」に✓を記入してください。

- ⑩就労の開始予定年月日は、協定の発効日以降です。

最長5年間相手国制度の加入が免除されます。
このため、相手国での就労の見込みが5年間で、就労の開始年月日が2025年12月1日の場合、⑪就労の終了予定年月日は最長で2030年11月30日です。

(案)

様式コード		届書コード		令和 年 月 日提出	
2	2	4	3	0	2
3	2	4	3	8	6
2	4	3			

日・オーストリア社会保障協定 厚生年金保険・健康保険・船員保険 適用証明書交付申請書

① 事業所の記号 ② 被保険者整理番号 ③ 生年月日 ④ 個人番号(または基礎年金番号)

01 いろは 1234 63 04 01 XXX XXX XXX XXX

⑤ 被保険者氏名 ⑥ 性別 ⑦ 日本国における被保険者住所 ⑧ 協定相手国

ネンキン タロウ 男 T68-XXXX トウキョウト、スギナミク、タカドニシX-Y-Z (オーストリア) 024

年金 太郎 東京都杉並区高井戸西X-Y-Z

⑨ 就労の形態 ⑩ 就労の開始予定年月日 ⑪ 就労の終了予定年月日

160. 日本国内の事業所からオーストリア国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣され、次のいずれかに該当する場合
・オーストリア国内で雇用契約を締結していない(協定第7条1(1)該当)
・オーストリア国内の事業所の雇用者と雇用契約を締結しているが、日本国内の事業所の指揮の下にある(協定第7条1(2)該当)
161. 被用者としてオーストリア船舶の海上航行船舶において就労し、日本およびオーストリア両国の制度が適用されるが、雇用者の所在する国が日本であり、被用者の居住する国がオーストリアでない場合(協定第8条1該当)
162. 被用者として国際運輸に従事する航空機において就労するが、雇用者の所在する国が日本である場合(協定第8条2該当)
163. 上記以外でオーストリア国内の事業所で就労するが、オーストリアの制度が適用されることにより不利益を被る場合(協定第10条該当) * 「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。

⑩ 就労の開始予定年月日 ⑪ 就労の終了予定年月日

(西暦)年 月 日 (西暦)年 月 日

2025.12.01 2030.11.30

⑫ オーストリアにおける事業所の名称 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。

XXXXXXXXXXXXX IROHA XXX S.R.O.

⑬ オーストリアにおける事業所の所在地 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。

XXX XX Wien AUSTRIAN REPUBLIC

⑭ 適用証明書交付 ⑮ 被保険者氏名 *ローマ字(大文字ブロック体)で記入願います。

※ 〇 要 否 姓 NENKIN 名 TARO

備考欄

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

受付印

事業所の所在地および名称

〒 168-XXXX
所在地 東京都杉並区高井戸西X-Y-Z
(名称) 株式会社 イロハ商事
(事業主氏名) 代表取締役 色葉 正二
(電話) (03)-(XXXX)-(XXXX)

※日本年金機構の
ホームページから入手可能

適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されます。日本年金機構に届出されている住所と異なる住所を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。

- ⑫オーストリアにおける事業所の名称は、50文字を超える場合は手書きとなります。可能な限り、50文字以内としていただくようご協力をお願いします。

- ⑬オーストリアにおける事業所の所在地は、75文字を超える場合は手書きとなります。建物名や国名を省略する等、可能な限り、75文字以内としていただくようご協力をお願いします。

日・オーストリア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (自営業者の場合)

【記入の注意点】

(案)

※日本年金機構の
ホームページから入手可能

「日本に居住する自営業者が日本とオーストリアで事業を行うことにより、協定がなければ両国の制度に加入することになる」場合、「161」に✓を記入してください。

就労の開始予定年月日は、協定の発効日以降です。

オーストリアにおける就業が終了する日を記入してください。

適用証明書には日本年金機構に届出されている住所が表示されます。日本年金機構に届出されている住所と異なる住所を希望する場合、住所変更届の提出が必要です。

日本及びオーストリア両国での自営業の内容を記入してください。

様式コード 4 2 4 3 0 2 4			
日・オーストリア社会保障協定 国民年金・国民健康保険 適用証明書交付申請書		令和 年 月 日提出	
◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。		令和 年 月 日提出	
個人番号(または基礎年金番号)		被保険者氏名	
XXXXXXXXXXXX		年金 太郎 NENKIN TARO	
生年月日 性別		日本国における被保険者住所	
63 04 01 1.男		東京都杉並区高井戸西X-Y-Z	
5.昭和 7.平成 9.令和		協定相手国 (オーストリア) 024	
就労の形態			
☒ 161. 自営業者として日本およびオーストリア両国の制度が適用されるが、居住地が日本である場合(協定第7条4該当) ☐ 160. 日本国内の事業所からオーストリア国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣され、次のいずれかに該当する場合 ・オーストリア国内で雇用契約を締結していない(協定第7条1(イ)該当) ・オーストリア国内の事業所の雇用者と雇用契約を締結しているが、日本国内の事業所の指揮の下にある(協定第7条1(ロ)該当) ☐ 00. 被用者としてオーストリア船舶の海上航行船舶において就労し、日本およびオーストリア両国の制度が適用されるが、雇用者の所在国が日本であり、被用者の居住する国がオーストリアでない場合(協定第8条1該当) ☐ 162. 被用者として国際運輸に従事する航空機において就労するが、雇用者の所在国が日本である場合(協定第8条2該当) ☐ 163. 上記以外でオーストリア国内の事業所で就労するもしくは自営活動を行うが、オーストリアの制度が適用されることにより不利益を被る場合(協定第10条該当) *「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。			
就労の開始予定年月日 (西暦) 年 月 日		就労の終了予定年月日 (西暦) 年 月 日	
2025.12.01		2027.05.31	
オーストリアにおける就労先(事業所)の名称 *ローマ字(大文字ブロック)で記入願います。			
オーストリアにおける就労先(事業所)の所在地 *ローマ字(大文字ブロック)で記入願います。			
オーストリアにおける連絡先住所および電話番号 *ローマ字(大文字ブロック)で記入願います。			
XXX XX Wien AUSTRIAN REPUBLIC 012-345-6789 (TEL)			
備考			
・日本での自営業: 翻訳業 オーストリアでの自営業: 翻訳業			
裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。			
日本の事業主記入欄(被用者の場合のみ記入) 上記内容は、事実と相違ないことを証明します。		受付印	
(所在地) 〒		社会保障庁税士監理課	
(名称)		氏 名 等	
事業主(氏名)			
(電話) ()-()-()			

日・オーストリア社会保障協定の手続き～加入免除期間の延長～ (日本からオーストリアへの派遣)

加入免除期間の延長の手続き

日本の事業主から日本年金機構(日本年金機構本部又は年金事務所)に対して「**適用証明期間継続・延長申請書**」を提出してください。

〔加入免除期間の延長について(再掲)〕

- 派遣期間が5年を超える場合、申請に基づき、両国関係機関間で協議し合意した場合には、派遣先国制度の加入免除期間の延長が認められます。
- ただし、その延長期間は原則として3年を超えない期間とされています。



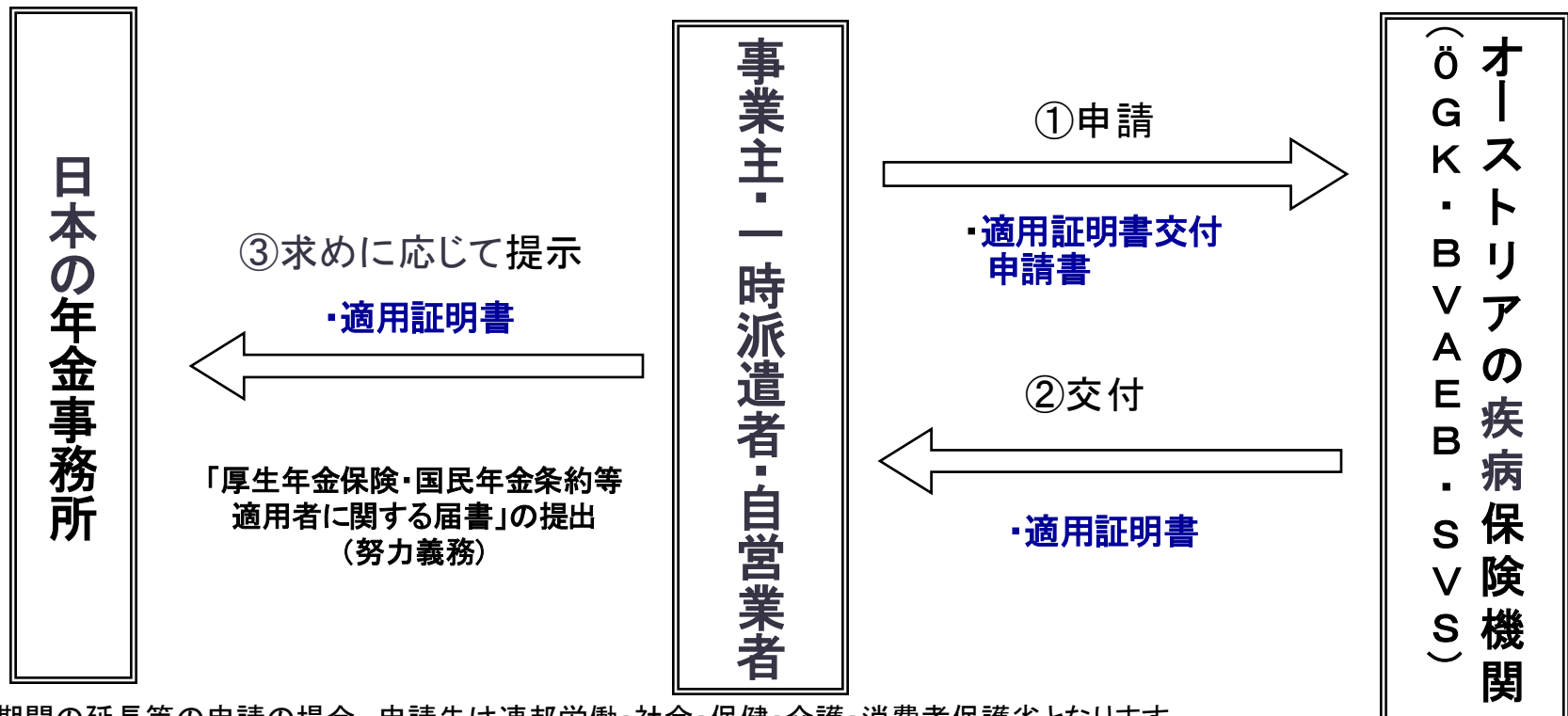
Ⅲ 日・オーストリア社会保障協定における手続き

(2) オーストリアから日本へ派遣されて就労する場合

日・オーストリア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (オーストリアから日本への派遣)

日本制度の加入免除を受けるためには、原則として派遣前にオーストリアの疾病保険機関から「**適用証明書**」の交付を受ける必要があります。

■ 適用証明書の交付及び適用免除にかかる手続き



(※)派遣期間の延長等の申請の場合、申請先は連邦労働・社会・保健・介護・消費者保護省となります。
そして、両国で協議し合意した場合に、上記のオーストリアの疾病保険機関から適用証明書が交付されます。

日・オーストリア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (オーストリアから日本への派遣)

〔日本に派遣される前の手続き〕

- 日本への派遣前にオーストリアの疾病保険機関(ÖGK・BVAEB・SVS) に「**適用証明書**」の交付申請をしてください。

(※)派遣期間の延長等の申請の場合、申請先は連邦労働・社会・保健・介護・消費者保護省となります。

〔日本に派遣された後の手続き〕

- 日本の年金事務所から求められたときは、オーストリアで交付された適用証明書を提示してください。
- 年金事務所へ「条約等適用者に関する届書」の提出をお願いします。
- 協定発効前より日本に派遣され就労している被用者の方は、オーストリアで交付された適用証明書を日本の年金事務所等に提示のうえ、「**資格喪失届**」を提出してください。

＜「厚生年金保険 被保険者資格喪失届」の記入の留意点＞

「⑥喪失(不該当)原因」欄では、
「11. 社会保障協定」を選択してください。

⑥	4. 退職等 (令和 年 月 日退職等)
喪失	5. 死亡 (令和 年 月 日死亡)
(不該当)	7. 75歳到達(健康保険のみ喪失)
原因	9. 障害認定(健康保険のみ喪失)
	11. 社会保障協定

日・オーストリア社会保障協定の手続き～適用証明書～ (オーストリアから日本への派遣)

■ 適用証明書案(オーストリア側交付分)

(表)

A/J 1

**ABKOMMEN ZWISCHEN DER REPUBLIK ÖSTERREICH UND
JAPAN IM BEREICH DER SOZIALEN SICHERHEIT**
 社会保障に関するオーストリア共和国と日本国との間の協定

BESCHEINIGUNG ÜBER DIE ANZUWENDENDEN RECHTSVORSCHRIFTEN
適用法令に関する証明書

Abkommen: Art. 7, 8, 9, 2 und 10
協定: 第7条、第8条、第9条2及び第10条

Durchführungsvereinbarung: Art. 3
行政取決め: 第3条

Sozialversicherungsnummer in Österreich
オーストリアの社会保障番号

□ □ □ □ □ □ □ □ □ □

1. Versicherte Person 被保険者			
1.1	Familienname(n) 姓	Vorname(n) 名	
1.2	Geburtsdatum 生年月日	Frühere Namen 旧姓	Staatsangehörigkeit 国籍
1.3	Adresse in Österreich オーストリアにおける住所	Geschlecht 性別	☐ M 男 ☐ W 女 ☐ andere その他

2. Dienstgeber in Österreich オーストリアにおける事業所	
2.1	Name oder Firmenname オーストリアにおける事業所名称
2.2	Adresse (1) 住所

3. Selbstständige Tätigkeit 自営業者	
Die unter Punkt 1 genannte versicherte Person unterliegt auf Grund ihrer selbstständigen Tätigkeit als gemäß Art. 7 Abs. 4 von bis den österreichischen Rechtsvorschriften. 項番1で挙げられた被保険者は、その自営業について、として協定第7条4に基づき、.....から.....まで、オーストリア法令に適用され る。	

4. Entsendung ☐ Art. 7.1 ☐ Art. 7.2 ☐ Art. 8.1 Ausnahmevereinbarung ☐ Art. 10 (2) 派遣 ☐ Art. 8.2 ☐ Art. 9.2 例外合意	
4.1	Die unter Punkt 1 genannte versicherte Person wird voraussichtlich für die Zeit 項番1で挙げられた被保険者は以下の期間日本で就労する見込みである。 vom bis 自 至 von dem unter Punkt 2 angeführten Dienstgeber in folgendes Unternehmen/in folgende Dienststelle entsendet: 以下で示す日本の事業所に項番2で挙げられた事業主によって派遣される:

(裏)

2
A/J 1

4.2	Name oder Firmenname in 上記に所在する事業所名称
4.3	Adresse (1) 住所
4.4	Für die Person gelten während des unter Punkt 4.1. angeführten Zeitraumes die österreichischen Rechtsvorschriften. 被保険者は、項番4.1に挙げられた期間、オーストリア法令に適用される。
4.5	Im Falle einer Ausnahmevereinbarung 例外合意の場合 Aktenzahl: ファイルの照会番号:

5. Zuständiger österreichischer Krankenversicherungsträger オーストリアにおける疾病保険実施機関	
5.1	Name 名称
5.2	Adresse 住所
5.3	Stempel 印 Datum 日付 Unterschrift 署名

Sofern das Formblatt elektronisch gefertigt wurde, ist es auch ohne Stempel und Unterschrift gültig.
 電子的に作成された書式の場合、印及び署名がなくとも有効である。

Hinweise
注記

(1) Postleitzahl, Ort, Straße, Hausnummer, Staat
郵便番号、市区町村、通り名、郵便番号、州

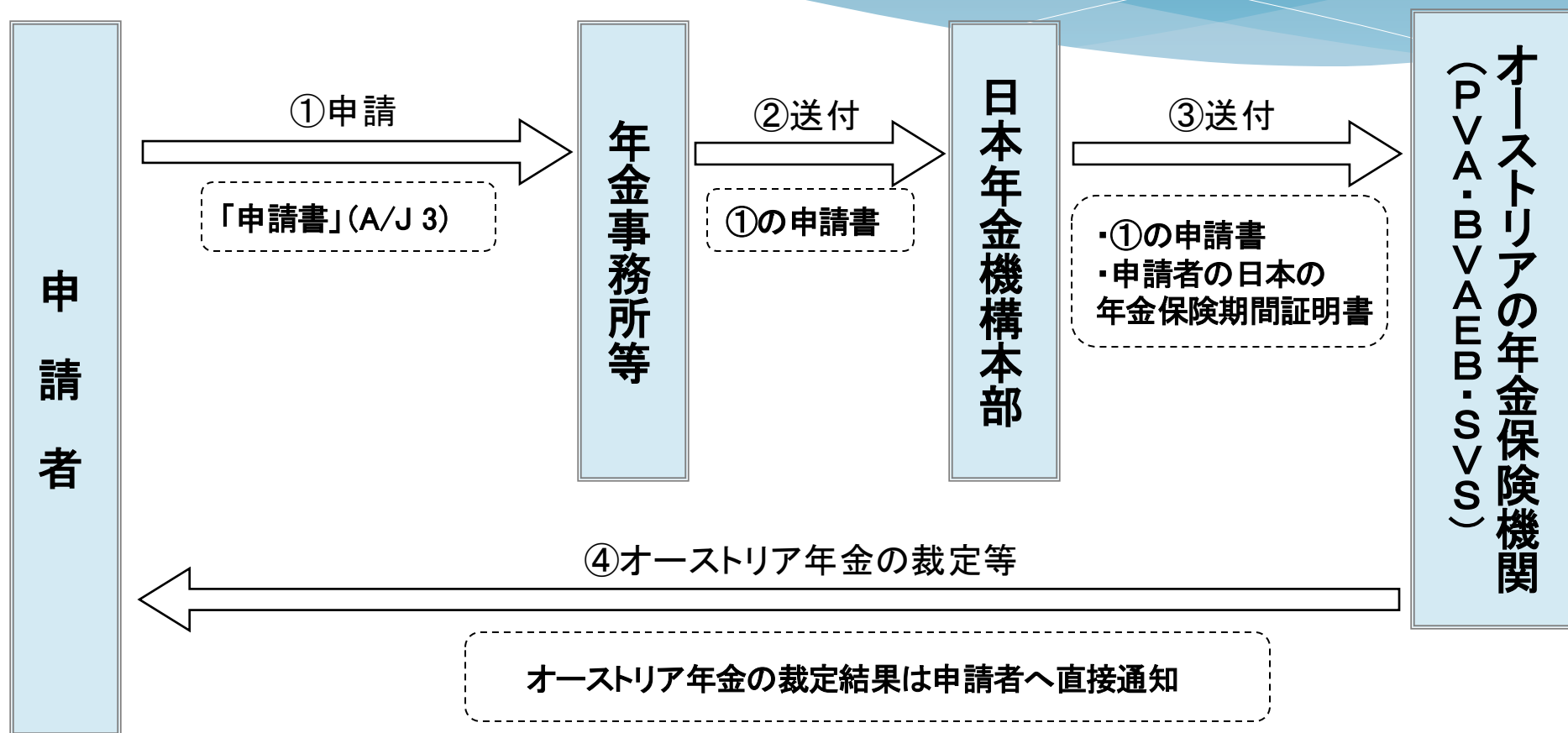
(2) Das entsprechende Kästchen ist anzukreuzen.
適切なボックスにクロスを入れること。

Wichtige Hinweise für die/den Versicherte(n)
被保険者に対する重要な注記

Bei einem Arbeitsunfall sind unbedingt der zuständige österreichische Krankenversicherungsträger und der Dienstgeber zu verständigen.
業務中の事故の場合、オーストリア疾病保険実施機関及び事業主は例外なく通知されなければならない。

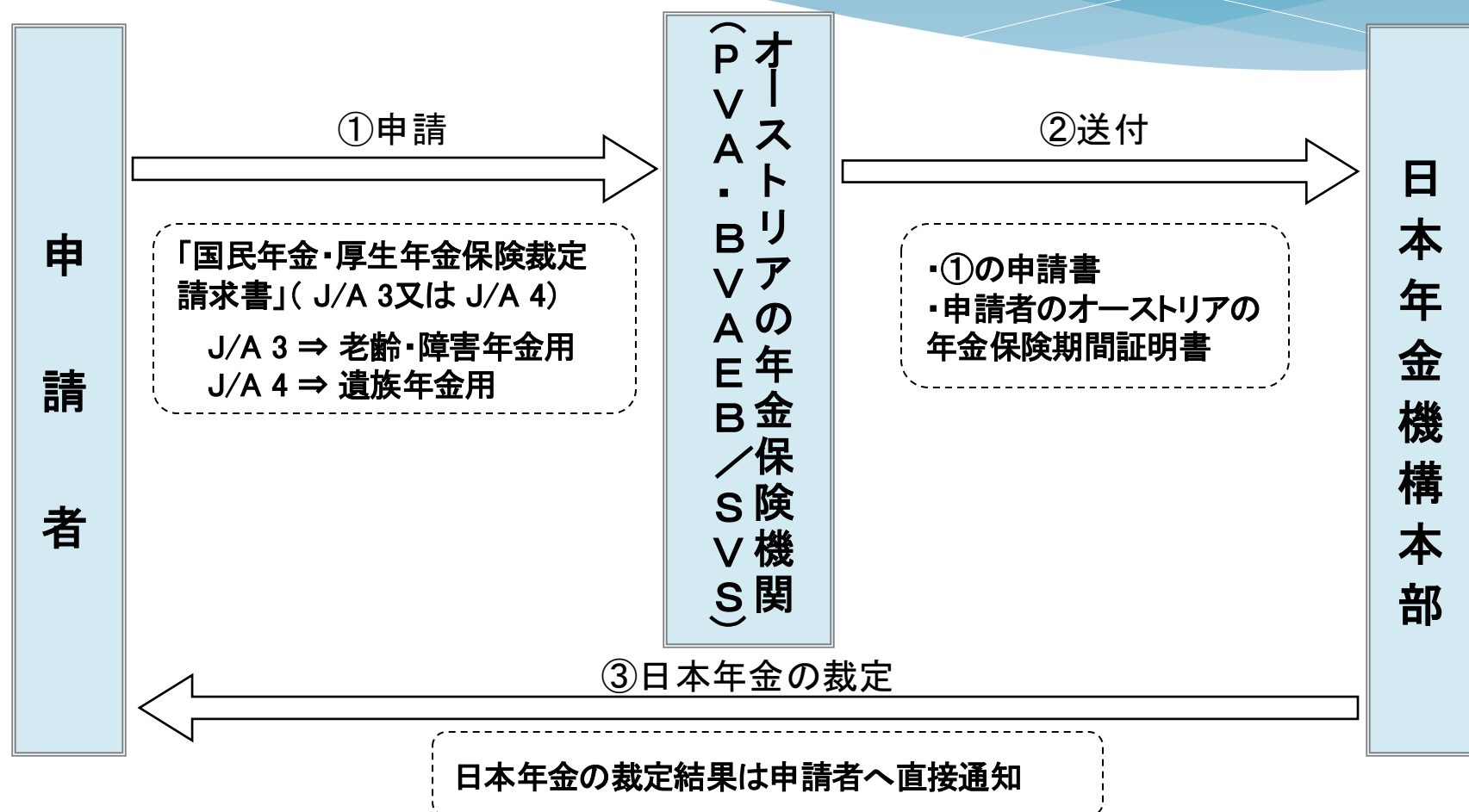
日・オーストリア社会保障協定の手続き ～オーストリア年金の申請～

- オーストリア年金保険期間を有する日本居住者が、オーストリアの年金を請求する場合の流れ



日・オーストリア社会保障協定の手続き ～日本年金の申請～

- 日本の年金保険期間を有するオーストリア居住者が、日本の年金を請求する場合の流れ



日・オーストリア社会保障協定の手続き ～年金の受け取り～

■ 日本年金をオーストリアで受け取る場合

- 日本年金の請求書の「支払金融機関に関する情報」を記入する欄にオーストリアでの金融機関名、口座番号等所定の情報を記入します。
- オーストリア金融機関で日本年金を受け取る場合、ユーロで振り込まれます。
- 租税条約を締結しているため、オーストリアで課税対象、日本では非課税となります。このため「租税条約に関する届書」を提出する必要があります。国税庁のHP (<http://www.nta.go.jp/>) から様式を取得し、日本年金機構に提出します。詳しくは、税務署へご確認ください。

日・オーストリア社会保障協定の手続き ～年金の受け取り～

■ オーストリア年金を日本で受け取る場合

- オーストリア年金の申請書には支払金融機関に関する情報はありませんが、別途オーストリアの年金保険機関が連絡するとのことです。
- 日本国内の銀行口座でオーストリア年金を受け取ることができます。
- 租税条約を結んでいるため、日本で課税対象となり、オーストリアでは非課税となりますが、オーストリアの手続きはオーストリア機関に確認願います。



IV 各種問い合わせ先

日本年金機構ホームページ

<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/shaho.html>

または

日本年金機構 社会保障協定

検索



- 社会保障協定の概要・手続きを説明
- 各申請書が入手可能
- 協定相手国のホームページのリンク先を掲載

- 直近の協定発効状況を掲載

日本年金機構 Japan Pension Service

Googleカスタム検索 検索 採用情報

ホーム 年金の制度・手続き 申請・届出様式 年金Q&A 年金のご相談 (電話・窓口) 日本年金機構について

トップページ > 年金の制度・手続き > 社会保障協定 > 社会保障協定

社会保障協定 イメージ

ページID : 140010060-195-291-297 更新日 : 2024年3月8日 印刷

お知らせ

社会保障協定適用証明書交付等申請書を提出する場合は、こちらをご確認ください。

> 適用証明書交付申請書の提出先はどこですか

社会保障協定とは何ですか？ 社会保障協定を締結する背景・目的

国際的な交流が活発化する中、企業から派遣されて海外で働くことや、将来を海外で生活される方が年々増加しています。海外で働く場合は、働いている国の社会保障制度に加入をする必要がありますが、日本から海外に派遣された企業駐在員等については、日本の社会保障制度との保険料と二重に負担しなければならない場合が生じています。また、日本や海外の年金を受け取るためには、一定の期間その国の年金に加入しなければならない場合があるため、その国で負担した年金保険料が年金受給につながることはありません。

社会保障協定は、以上を踏まえ、以下2点を目的として締結しています。

- 「保険料の二重負担」を防止するために加入するべき制度を二国間で調整する（二重加入の防止）
- 年金受給資格を確保するために、両国の年金制度への加入期間を満了することにより、年金受給のために必要とされる加入期間の要件を満たしやすくする（年金加入期間の通算）

各国との社会保障協定発効状況および協定相手国の情報

社会保障協定の発効状況は以下のとおりです。なお、2024年4月1日にイタリアとの間で社会保障協定が発効します。これにより、日本は23カ国との間で協定が発効することになります。

(注) 英国、韓国、中国およびイタリアとの協定については、「保険料の二重負担防止」のみとなります。

協定が発効済の国

以下をクリックすると協定相手国ごとの情報（リンク）をご覧いただけます。

ドイツ 英国 韓国 米国 ベルギー フランス

日本側の問い合わせ先

〔社会保障協定の手続きに関する問い合わせ〕 年金事務所

【日本年金機構ホームページ(全国の相談・手続き窓口)】

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

〔一般的な年金相談に関する問い合わせ〕 ねんきんダイヤル

(日本国内からおかけになる場合には)

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

(海外からおかけになる場合等には)

+81-3-6700-1165 (一般電話)

※通話料は発信者負担となります

※受付時間等の詳細は[日本年金機構のホームページ](https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html)でご確認ください。

オーストリア側の問い合わせ先

〔適用証明書の申請(第7条1, 4、第8条、第9条2)、保険料の支払いや免除〕

- ・オーストリア医療保険基金 (ÖGK: Österreichische Gesundheitskasse)

<https://gesundheitskasse.at>

- ・公務員・鉄道員・炭鉱労働者社会保険機関

(BVAEB: Versicherungsanstalt öffentlich Bediensteter, Eisenbahnen, Bergbau)

<https://www.bvaeb.at>

- ・自営業者社会保険機関 (SVS: Sozialversicherungsanstalt der Selbständigen)

<https://www.svs.at>

〔適用証明書(延長等)の申請(第7条2、第10条)〕

- ・連邦労働・社会・保健・介護・消費者保護省

(Burdesministerium für Arbeit, Soziales, Gesundheit, Pflege und Konsumentenschutz)

<https://www.sozialministerium.gv.at/en.html>

オーストリア側の問い合わせ先

〔オーストリア年金の請求について〕

- ・年金保険機構（PVA: Pensionsversicherungsanstalt）

<https://www.pensionsversicherung.at>

- ・公務員・鉄道員・炭鉱労働者社会保険機関

（BVAEB: Versicherungsanstalt öffentlich Bediensteter, Eisenbahnen, Bergbau）

<https://www.bvaeb.at>

- ・自営業者社会保険機関（SVS: Sozialversicherungsanstalt der Selbständigen）

<https://www.svs.at>